

紹介手数料に関する覚書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と、タスクブランチ株式会社（以下「乙」という。）は、
20XX年〇月〇日付甲乙が締結した人事コンサルティング契約に基づき、その紹介手数料に
関し、以下の通り定めるものとする。

第1条 （紹介手数料）

甲は、乙が推薦した人材（以下対象者という）を採用したときの対価として、その
紹介手数料を以下のように定めるものとする。なお、対象者が甲への入社意思を表明
し、甲が対象者の採用を決定したにもかかわらず、当該対象者が甲に入社しなかった
場合は、紹介手数料は発生しなかったものとする。

対象者氏名	〇〇 〇〇
紹介手数料	000,000 円

第2条 （支払い規定）

対象者が甲に採用・入社後、甲は乙の請求に基づき所定の期日までに前条に定める紹
介手数料を支払うものとする。

- （1） 前項に関わらず、対象者が入社後1ヶ月以内に、本人の責による都合により退社また
は解雇された場合は、乙は甲より受け取った金額を、次の割合で速やかに返却するも
のとする。

- | | |
|--------------|-----|
| ①入社後1か月以内の場合 | 70% |
| ②入社後2か月以内の場合 | 50% |
| ③入社後3ヵ月以内の場合 | 20% |

- （2） 前各項に関わらず、甲に入社した対象者が乙の責に帰すべき事由により退社した場
合、乙は甲より受け取った紹介手数料を速やかに返却するものとする。なお、当該退
社が甲による当該紹介手数料の支払い前であった場合、甲の当該紹介手数料の支払い
債務は消滅するものとする。

第3条 （疑義解釈）

本覚書にない事項について疑義やトラブルが発生した場合は、甲乙双方誠意をもって
解決にあたる。

第4条 （有効期間）

本覚書の有効期間は、本覚書締結の日より1年間とする。

本覚書締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙双方記名捺印の上各 1 通を保持する。

年 月 日

甲：

乙：広島市中区基町 1 2－8 宝ビル
タスクブランチ株式会社
代表取締役 戸田 一樹